計算書類の注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協会)によっています。

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位 円)

				(単位 円)
	群馬県	群馬県	前橋行政	前橋行政
科目	教育委員会	委託事業	県税事務所	県税事務所
	委託事業		委託事業	補助事業
I 経常収益				
1. 受取会費	0	0	0	0
2. 受取寄付金	0	0	0	31983
3. 受取助成金等	0	0	0	0
4. 事業収益	2,784,000	559,950	93,690	31,000
5. その他収益	0	0	0	0
経常収益計	2,784,000	559,950	93,690	62,983
Ⅱ経常費用				
1. 人件費	0	0	0	0
2. その他経費				
諸謝金	2,223,031	451,745	92,000	19,200
消耗品費	206,121	47,288	0	40,980
通信運搬費	136,539	32,470	0	0
会議費	0	0	0	0
旅費交通費	75,878	12,657	0	2,543
印刷製本費	9,700	375	0	40
保険料	0	0	0	0
支払手数料	46,090	220	0	220
賃借料	91,610	18,640	0	0
雑費	0	0	0	0
その他経費計	2,788,969	563,395	92,000	62,983
経常費用計	2,788,969	563,395	92,000	62,983
当期経常増減額	-4,969	-3,445	1,690	0
経常外収益	0	0	0	0
当期正味財産増減額	-4,969	-3,445	1,690	0